

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
「国民スポーツ登山振興基金」特別積立金設置規程

(設 置)

第1条 国民スポーツ登山の振興のため、[国民スポーツ登山振興基金]特別積立金(以下、「特別積立金」という。)を設置する。

(積 立)

第2条 特別積立金として積立てる額は、理事会の議決で決める。

(管 理)

第3条 特別積立金は、特別会計を設置して、財務委員会がこれの任に当たり管理するものとする。

(運用益金の充当事業)

第4条 特別積立金の運用により生ずる収益は、「国民スポーツ登山の振興」に関し、次に掲げる事業に充当するものとする。

- (1) 日本山岳・スポーツクライミング協会及び都道府県等が行う国民スポーツ登山振興事業
- (2) 選手の競技力向上と指導育成に関する事業
- (3) 社会体育として生涯スポーツの普及振興に関する事業
- (4) 国際山岳連盟(U I A A)等、国際交流に関する事業
- (5) その他、日本山岳・スポーツクライミング協会の目的を達するための事業

(特別積立金の一部取りずし)

第5条 理事会の議決により前条の事業資金として、特別積立金の一部を取りくずすことができる。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成5年12月11日から施行する。

平成29年3月4日 一部改定(平成29年4月1日から施行する。)

平成29年11月12日 一部改定